

変動金利定期預金規定

1. (自動継続後の適用利率)

自動継続扱いの場合の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(ただし、元金が1,000万円以上の場合は、自由金利型定期預金とします。)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率を加える方式により設定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日とし、その6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(ただし、元金が1,000万円以上の場合は、自由金利型定期預金とします。)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により設定するものとします。

ただし、この預金の利率について上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、この預金とともに支払います。

ただし、預入日の3年後の応当日を満期日とした複利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書(通帳)記載の利率(2により利率を変更したときは、変更後の利率。)によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後(自動受取式の場合は満期日。)にこの預金とともに支払います。

なお、単利型のこの預金の利息の支払いは次によります。

A. 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数(以下「中間払日数」といいます。)および当行所定の中間払利率(2により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部としてあらかじめ指定された方法により、中間払日に指定口座へ入金します。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書(通帳)とともに提出してください。

なお、当該利息の払戻しの手続に加え、当該利息の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは当該利息の払戻しを行いません。

B. 中間払日数および証書(通帳)記載の利率(2により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、満期日以後(自動受取式の場合は満期日。)にこの預金とともに支払います。

- (2) 自動継続扱いの場合の単利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

A. 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数(以下「中間払日数」といいます。)および当行所定の中間払利率(2により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間払額(以下、「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、あらかじめ指定された方法により、各中間払日に指定口座へ入金します。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書(通帳)とともに提出してください。

なお、当該利息の払戻しの手続に加え、当該利息の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは当該利息の払戻しを行いません。

B. 中間払日数および証書(通帳)記載の利率(2により利率を変更したときは変更後の利率。継続後の預金については1の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- (3) 自動継続扱いの場合の複利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書(通帳)記載の利率(上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記1.の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金す

- るか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
- (4) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (6) この預金を定期預金規定書共通規定5（1）により満期日前に解約する場合および同共通規定5（4）および（5）の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
- A. 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- B. 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を精算します。
- (a) 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- イ. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- ロ. 1年以上3年未満 約定利率×70%
- (b) 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- イ. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- ロ. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- ハ. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- ニ. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- ホ. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%
- (7) 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の3年後の応当日を満期日とした複利型のこの預金を1共通規定5（1）により満期日前に解約する場合および1共通規定5（4）および（5）の規定により解約する場合にはその利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%
- (8) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（規定の変更等）

- (1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。
- (2) (1)による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上